令和８年度　共同研究助成事業　募集要領

１　趣　旨

共同研究助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第２に規定する助成の対象研究及び助成額並びに助成期間は、この要領の定めるところによる。併せて、この要領は、助成対象研究の募集に関し、必要な事項を定める。

２　募集する助成対象研究の内容

⑴ 助成対象研究

次のいずれかの課題解決に資する研究を対象とする（企業等との共同で行う新技術開発等の研究を含む）。ただし、地域や企業等からの委託を受けて行う研究への補填又は付け増しに要する経費は対象外とする。

静岡県に関連する下記いずれかのテーマ

ア　イノベーションの創出、次世代産業の振興、ＤＸの推進
イ　脱炭素社会、循環型社会の構築
ウ　観光振興、交通インフラの強化
エ　こどもまんなか社会の実現、健康長寿社会づくりの推進
オ　多文化共生社会の推進、スポーツ・文化・芸術の振興
カ　防災・減災・防疫対策の推進

⑵ 助成期間

助成期間は２カ年度とする。なお、本助成金の対象となる研究は、令和８年４月１日以降に開始され、令和10年２月29日までに終了するものとする。

また、年度ごとに、研究内容及び予算案を審査して助成額を決定するとともに、研究成果及び決算の報告を受けたうえで確定するものとする。

⑶ 助成額及び助成率

ア　１研究当たり上限額は1,000千円とする。
イ　研究事業に要する経費の10分の10以内とし、１年度当たり上限額は500千円とする。
ウ　助成額は、全体の予算及び助成件数により、上記アの上限額を下回る場合がある。
エ　他の助成金との併給は認めない。

⑷ 助成対象経費

ア　助成対象経費は、賃金、謝金、旅費、会場使用料、消耗品費、通信運搬費とする。
イ　次の経費については、助成対象外とする。
　㋐　助成申請する研究目的以外の経費（助成金の配分等の事務に係る一切の諸経費を含む）
　㋑　研究に直接関係ないものへの支出
　㋒　建物等の施設の整備
　㋓　助成対象研究以外に流用できる電子機器（パソコン、タブレット端末、プリンター、カメラ等）の購入

　　　　(ｵ)　研究中に発生した事故・災害の処理
　　　　(ｶ)　その他大学の研究費として不適当と認められる経費

３　募集締切日

令和８年１月16日（金）（午後５時必着）

４　助成対象者

助成対象者は、次の全ての条件を具備すること。

(1) コンソーシアムに加盟している高等教育機関の研究者で、異なる機関に属する２名以上の教員で構成する研究グループであること。

(2) 研究グループには、県内の試験研究機関又は産業支援機関に所属する研究者若しくは県外の大学に所属する研究者が参画することができる。ただし、研究グループの主たる研究者は県内の大学に所属する研究者でなければならない。なお、県外の大学に属する研究者が参画する場合は、研究グループに県内の異なる大学に属する教員が２名以上いなければならない。

５　申請方法及び申請書類

(1) 申請書記載事項１～４（「共同研究助成対象研究の概要」「テーマ・目的に対する成果目標」「研究実施計画」「これまでの研究実績」）は、様式の範囲内（計４ページ）で記入すること。その他、説明資料を任意の様式で添付すること。

(2) 当該申請者が所属する大学の代表者（県内に学部のみ設置されている大学の場合は学部長とする。）を経由して提出すること。

６　申請書の提出先

電子ファイル（Excel及びWordによるものとし、PDFは不可）で、公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム事務局（住所は「15　提出先・問い合わせ先」記載のとおり）まで提出してください。

７　審査及び交付の決定

(1) コンソーシアムは、６により申請を受け付けた後、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるものについて助成金の交付を決定する。

　ア　審査においては、地域の行政機関、試験研究機関、産業界等との連携体制（自治体からの要請、研究分担者としての参画、研究内容に対する意見書提出、研究成果の地域還元等）、県民のウェルビーイングへの貢献を考慮する。

　イ　必要に応じ、申請者に対しヒアリングを行う場合がある。

(2) コンソーシアムは、交付を決定したときは要綱の定めるところにより、当該申請者に対し速やかに交付の決定を通知する。（通知時期は令和８年３月中旬を予定）

８　概算払

コンソーシアムは、必要があると認めるときは、概算払を承認する。（１年目は令和８年５月以降、２年目は令和９年５月以降とする）

９　初年度の実績報告

令和９年２月28日までに中間報告書（様式第３号）をコンソーシアムに提出すること。

10　中間審査

(1)　コンソーシアムは、９により報告を受け付けた後、当該報告書の内容を審査し、適当と認めるものについて、次年度の助成金の交付を決定する。

(2)　コンソーシアムは、交付を決定したときは要綱の定めるところにより、当該申請者に対し速やかに交付の決定を通知する。（通知時期は令和９年３月中旬を予定）

11　最終年度の実績報告

要綱の定めるところにより、助成対象事業完了の日から30日を経過した日又は令和10年２月29日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第４号）及び研究の成果を書き起こした論文をコンソーシアムに提出すること。

12　成果の公開

(1)　本助成を受けた研究グループは、研究成果を発信するためにコンソーシアムが令和９年度に開催する研究成果発表会等（コンソーシアム会員校その他研究機関等との共催を含む）において、研究成果の発表・発信をするものとする。

(2)　本助成の成果は、公開を前提として、コンソーシアムに提出するものとする。なお、研究者が学術論文として学会等での発表を予定し、その成果を助成年度内にコンソーシアムへ提出できないなどの事態が発生しないよう、特に注意すること。

(3)　実績報告書とともに、研究論文と５枚程度の写真（広報用）を提出するものとし、電子ファイル（Excel及びWordによるものとし、PDFは不可）で提出することとする。コンソーシアムは、様式第３号別紙、第４号別紙（成果公表用研究概要）及び提出された論文等を原稿とし、公式サイトに掲載する。

(4)　学会等外部での成果公表に当たっては、「公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムの共同研究助成を受けて実施した」ことを明記すること。

13　知的財産の帰属

本事業を実施したことにより特許権などの知的財産権が発生した場合は、それらの権利は特定の定めがある場合を除き、原則として研究グループ等に帰属するものとする。また、研究グループ内等での調整の必要性が発生した場合は、研究グループ等の責任のもとに調整すること。

14　注意事項

(1)　助成額は、全体の予算及び助成件数により、申請額を下回る場合がある。なお、令和９年度における助成については、中間審査の結果や予算等の状況により、助成額を削減する又は助成できない場合があることを予め承知しておくこと。

(2)　本事業に応募するに当たっては、要綱の基準を遵守すること。

(3)　要綱に定める申請書の記載に当たっては、「事業費内訳」欄に当該研究を行うのに必要な経費全てを記入し、「財源内訳」欄には当該研究に係る全ての研究費（コンソーシアム共同研究助成金、大学の研究費、自己資金等）を記入すること。

(4)　交付先の銀行等の口座は、助成対象となる研究を行う教員（共同研究の場合は研究代表者）が属する大学の名義であること。

(5)　研究の共同先の教員等へ助成金の配分については、研究代表者が属する大学において行うこと。この場合にあっては、銀行等の口座への振り込みにより行い、助成金の配分額、時期、振込口座を記録しておくこと。

(6)　助成金の配分等の事務に係る一切の諸経費については、助成対象外とする。

(7)　助成金交付申請書及び実績報告書等提出資料は、すべてＡ４判とすること。

(8)　経理処理は、原則として各大学のルールに従うこと。（大学として支払ったものが経費対象）

15　提出先・問い合わせ先

公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム事務局
〒420-0839　静岡市葵区鷹匠３丁目６－１　もくせい会館２階
電話：054-249-1818（受付時間8:30～12:00　13:00～17:00（土曜・日曜・祝日を除く。））
E-mail：mail@fujinokuni-consortium.or.jp
Facebookページ： https://www.facebook.com/fujinokuni.consortium